

## 入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和7年（2025年）3月10日

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 林 義之

### 記

#### 1 品名

- 入札番号 1 水道用ポリ塩化アルミニウム（超高塩基度）
- 入札番号 2 水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー）
- 入札番号 3 水道用次亜塩素酸ナトリウム
- 入札番号 4 水道用粉末活性炭（ドライ）
- 入札番号 5 水道用ポリ塩化アルミニウム（ローリー・豊田）
- 入札番号 6 水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・豊浦）
- 入札番号 7 水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・菊川）
- 入札番号 8 水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・豊田）
- 入札番号 9 水道用70%希硫酸（ローリー・豊田）
- 入札番号10 水道用粉末活性炭（wet50%・豊田）
- 入札番号11 高分子凝集剤（脱水機用・豊浦）
- 入札番号12 高分子凝集剤（脱水車用・豊田）
- 入札番号13 ポリ硫酸第二鉄（豊浦）
- 入札番号14 低食塩次亜塩素酸ソーダ（ローリー）
- 入札番号15 高分子凝集剤（機械濃縮装置用・筋ヶ浜）
- 入札番号16 高分子凝集剤（機械濃縮装置用・山陰）
- 入札番号17 高分子凝集剤（機械濃縮装置用・山陽）
- 入札番号18 高分子凝集剤（脱水機用・筋ヶ浜）
- 入札番号19 高分子凝集剤（脱水機用・彦島）
- 入札番号20 高分子凝集剤（脱水機用・山陰）
- 入札番号21 高分子凝集剤（脱水機用・山陽）

入札番号 2 2 高分子凝集剤（スクリー濃縮装置用・山陰）

入札番号 2 3 ポリ硫酸第二鉄（ローリー）

## 2 納入場所及び仕様等

別紙各「仕様書」のとおり

## 3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

## 4 入札参加資格要件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「薬品・検査用品」に登録され、地域区分が「市内」「準市内 1」「準市内 2」のいずれかであること。
- (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 入札番号 1、2、1 4、2 3 については、令和元年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団に限る。）に仕様書の品質を満たす物品を年間予定数量の 1 / 2 以上納入した実績を有する者であること。または、年間を通じて仕様書の品質を満たす物品の安定供給が行える者であること。

## 5 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第 1 号）（1 枚の申請書に入札参加しようとする品名を複数記入可）に次の書類を添付し、ファクシミリを使用して下関市上下水道局総務課へ申請すること。

(FAX番号083-231-3338)

(1) 上記4(6)を証明出来る資料

(2) 今回納入する物品について、仕様書を満たすものであることが分かる資料(仕様書に記載のある参考製品以外で応札する品目は、令和6年度における実機試験報告書を添付すること)

(3) 入札参加資格確認申請書添付資料チェックシート

6 申請書提出期間

令和7年3月10日(月)午前9時から

令和7年3月14日(金)午後5時まで

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年3月17日(月)までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法

ファクシミリ(FAX番号083-231-3338)によること。

質問の期限は、令和7年3月19日(水)午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

9 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和7年3月10日(月)午前9時から

令和7年3月14日(金)午後5時まで

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年3月26日(水)

入札番号 1 午前 9時30分

入札番号 2 午前 9時33分

入札番号 3 午前 9時36分

入札番号 4 午前 9時39分

入札番号 5 午前 9時42分

入札番号 6 午前 9時45分

入札番号 7 午前 9時48分  
入札番号 8 午前 9時51分  
入札番号 9 午前 9時54分  
入札番号10 午前 9時57分  
入札番号11 午前10時00分  
入札番号12 午前10時03分  
入札番号13 午前10時06分  
入札番号14 午前10時09分  
入札番号15 午前10時12分  
入札番号16 午前10時15分  
入札番号17 午前10時18分  
入札番号18 午前10時21分  
入札番号19 午前10時24分  
入札番号20 午前10時27分  
入札番号21 午前10時30分  
入札番号22 午前10時33分  
入札番号23 午前10時36分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

13 入札書に記載する金額

1kg当たりの単価（小数点第2位までとする。）を記載すること。

また、軽減税率対象物品については、入札書にその旨を記載すること。

この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に納品数量を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に、消費税及び地方消費税率を乗じて得た額（免税事業者にあつては消費税及び地方消費税相当率を乗じ

た金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した額とする。

#### 14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札参加資格要件の無い者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札参加資格要件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

## 水道用ポリ塩化アルミニウム（超高塩基度）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用ポリ塩化アルミニウム（超高塩基度）について適用する。

### 1 品名

水道用ポリ塩化アルミニウム（超高塩基度）

### 2 使用目的

上水道浄水処理（フロック形成）用

### 3 品質

次の（１）、（２）及び（３）の品質規格を満たすもの。

（１）（公社）日本水道協会規格 JWWA K 154:2016 の「表 1－品質」に示す各項目の基準を満たし、さらに塩基度は 67%以上であること。

（２）水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号。以下「施設基準省令」という。）の別表第 1 に示す各項目の基準を満たすこと。

（３）（公社）日本水道協会認証登録品であること。

### 4 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

### 5 発注単位

1 回当たり 10,000 kg 以上（下関市上下水道局（以下「局」という。）の事情により、これに満たないことがある。）

### 6 年間予定数量

約 806,400kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

## 7 納入期日

発注日から起算して5日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、事前連絡し、局が承認した場合は、納入期日を延長することができる。

## 8 納入場所

長府浄水場（下関市長府豊浦町1番1号）

## 9 納入方法

- (1) 浄水場内警備員室前の長府浄水場案内図横に設置された注入配管の50Aフランジにタンクローリーのホースを接続し、水道用ポリ塩化アルミニウムを納入すること。
- (2) その他局職員の指示に従うこと。

## 10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を局に提出すること。

## 11 提出書類

### (1) 契約締結時

ア （公社）日本水道協会発行の認証登録証の写し

イ 品質試験結果書

上記「3 品質（1）」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日より6か月以内のものに限る。

ウ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質（2）」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日より6か月以内のもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

エ 安全データシート（SDS）

### (2) 納入時

ア 納品書

イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3品質(1)」についての、製造業者等の試験結果書

(3) その他

契約締結時に確認を受けた製品を変更しようとする場合は、あらかじめ「(1) 契約締結時」に示した書類を提出し、確認を受けなければならない。

1.2 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、局及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上



## 水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー）について適用する。

### 1 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

### 2 使用目的

上水道浄水処理（消毒）用

### 3 品質

次の（1）及び（2）の品質規格を満たすもの。

（1）（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 に基づく試験方法により試験した結果、（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 の「表1－品質」中の「一級 製品 I」に示す各項目の基準を満たすこと。

（2）水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「施設基準省令」という。）の別表第1に示す各項目の基準を満たすこと。また、設定最大注入率は100 mg/L（有効塩素12%溶液に換算した値）以上とし、試験方法は「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（平成16年3月31日付け健水発第0331001号 厚生労働省健康局水道課長通知（最終改正令和5年3月））に基づくものとする。

### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 発注単位

1回当たり10,000 kg以上（下関市上下水道局（以下「局」という。）の事情により、これに満たないことがある。）

## 6 年間予定数量

約 385,000kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

## 7 納入期日

発注日から起算して5日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、事前連絡し、局が承認した場合は、納入期日を延長することができる。

## 8 納入場所

長府浄水場（下関市長府豊浦町1番1号）

## 9 納入方法

- (1) 浄水場内次亜塩素酸ナトリウム注入設備室屋外に設置の50Aフランジにタンクローリーのホースを接続し、次亜塩素酸ナトリウムを納入すること。
- (2) 次亜塩素酸ナトリウム納入後、荷受口付近を給水栓水で十分洗浄すること。
- (3) その他局職員の指示に従うこと。

## 10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を局に提出すること。

## 11 提出書類

### (1) 契約締結時

#### ア 品質試験結果書

上記「3 品質（1）」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日より6か月以内のものに限る。

#### イ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質（2）」に適合することを示すもの。評価試験結果書は

公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日より6か月以内に行ったもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

ウ 安全データシート (SDS)

(2) 納入時

ア 納品書

イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3 品質 (1)」についての、製造業者等の試験結果書

(3) その他

契約締結時に確認を受けた製品を変更しようとする場合は、あらかじめ「(1) 契約締結時」に示した書類を提出し、確認を受けなければならない。

1.2 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、局及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## 水道用次亜塩素酸ナトリウム購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用次亜塩素酸ナトリウムについて適用する。

### 1 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

### 2 使用目的

上水道浄水処理（消毒・臭気）用

### 3 品質

次の（1）及び（2）の品質規格を満たすもの。

（1）（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 に基づく試験方法により試験した結果、（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 の「表1－品質」中の「一級 製品Ⅰ」に示す各項目の基準を満たすこと。

（2）水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「施設基準省令」という。）の別表第1に示す各項目の基準を満たすこと。また、設定最大注入率は100 mg/L（有効塩素12%溶液に換算した値）以上とし、試験方法は「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（平成16年3月31日付け健水発第0331001号 厚生労働省健康局水道課長通知（最終改正令和5年3月））に基づくものとする。

### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 発注単位

1回当たり200kg以上

（下関市上下水道局（以下「局」という。）の事情により、これに満たないことがある。）

## 6 年間予定数量

約 31,000kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

## 7 納入期日

発注日から起算して5日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、事前連絡し、局が承認した場合は、納入期日を延長することができる。

## 8 納入場所

高尾浄水場（下関市春日町8番1号）

日和山浄水場（下関市長崎中央町7番1号）

長府浄水場（下関市長府豊浦町1番1号）

山口県企業局（下関市長府古城町8番）

## 9 納入方法

（1）次亜塩素酸ナトリウムの品質が劣化しないものであり、安全に注入作業を行う上で支障がない容器で納入すること。

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 高尾浄水場 | タンク容量 | 500L |
|-------|-------|------|

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 日和山浄水場 | タンク容量 | 1,000L |
|--------|-------|--------|

|                 |       |      |
|-----------------|-------|------|
| 長府浄水場（第2原水ポンプ室） | タンク容量 | 200L |
|-----------------|-------|------|

|               |       |        |
|---------------|-------|--------|
| 山口県企業局（第5分水槽） | タンク容量 | 1,000L |
|---------------|-------|--------|

（2）その他局職員の指示に従い、上部補給口から注入すること。

## 10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を局に提出すること。

## 11 提出書類

（1）契約締結時

ア 品質試験結果書

上記「3 品質（1）」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日より6か月以内のものに限る。

イ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質（2）」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日より6か月以内のもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

ウ 安全データシート（SDS）

（2）納入時

ア 納品書

イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3 品質（1）」についての、製造業者等の試験報告書

（3）その他

契約締結時に確認を受けた製品を変更しようとする場合は、あらかじめ「（1）契約締結時」に示した書類を提出し、確認を受けなければならない。

1.2 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、局及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## 水道用粉末活性炭（ドライ）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用粉末活性炭（ドライ）について適用する。

### 1 品名

水道用粉末活性炭（ドライ）

### 2 使用目的

上水道浄水処理（脱臭）用

### 3 品質

次の（1）、（2）及び（3）の品質規格を満たすもの。

（1）（公社）日本水道協会規格 JWWA K 113:2005-2 の「表1－品質」に示す各項目の基準を満たし、さらに乾燥減量が5%以下であること。

（2）水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「施設基準省令」という。）の別表第1に示す各項目の基準を満たすこと。

（3）（公社）日本水道協会認証登録品であること。

### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 発注単位

1回当たり5,000kg以上（下関市上下水道局（以下「局」という。）の事情により、これに満たないことがある。）

### 6 年間予定数量

約80,000kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

## 7 納入期日

発注日から起算して5日以内（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、事前連絡し、局が承認した場合は、納入期日を延長することができる。

## 8 納入場所

長府浄水場（下関市長府豊浦町1番1号）

## 9 納入方法

- (1) 活性炭運送専用車両で空気圧送機能を有する車両で運送すること。
- (2) 浄水場内粉末活性炭注入設備室横に設置された活性炭受入設備に運送車両（タンクローリー）のホースを接続し、局職員立会いの下、納入作業を行うこと。
- (3) その他局職員の指示に従うこと。

## 10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を局に提出すること。

## 11 提出書類

### (1) 契約締結時

ア （公社）日本水道協会発行の認証登録証の写し

イ 品質試験結果書

上記「3 品質（1）」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日より6か月以内のものに限る。

ウ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質（2）」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日より6か月以内のもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

エ 安全データシート（SDS）



(2) 薬品の納入ごと

ア 納品書

イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3品質(1)」についての、製造業者等の試験結果書

(3) その他

契約締結時に確認を受けた製品を変更しようとする場合は、あらかじめ「(1)契約締結時」に示した書類を提出し、確認を受けなければならない。

1.2 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、局及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## 水道用ポリ塩化アルミニウム（ローリー・豊田）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用ポリ塩化アルミニウム（ローリー・豊田）について適用する。

### 1 品名

水道用ポリ塩化アルミニウム（ローリー・豊田）

### 2 使用目的

上水道浄水処理（フロック形成）用

### 3 品質

次の（1）、（2）及び（3）の品質規格を満たすもの。

（1）（公社）日本水道協会規格 **JWWAK 154:2016** の「表1－品質」に示す各項目の基準を満たし、さらに塩基度は**57%**以上であること。

（2）水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「施設基準省令」という。）の別表第1に示す各項目の基準を満たすこと。

（3）（公社）日本水道協会認証登録品であること。

### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 発注単位

1回当たり**1,000 kg**以上（発注者の事情により、これに満たないことがある。）

### 6 年間予定数量

約**19,000kg**

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

## 7 納入期日

発注日から起算して5日以内とする。ただし、事前に連絡が行われている場合に限り、双方了解の上で納入期日を延長することができるものとする。

## 8 納入場所

檜原浄水場（下関市豊田町大字檜原7番地）

## 9 納入方法

(1) 浄水場内ポリ塩化アルミニウム注入設備室屋外に設置のφ50フランジにタンクローリーのホースを接続し、水道用ポリ塩化アルミニウムを納入すること。

(2) その他発注者の指示に従うこと。

## 10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を発注者に提出すること。

## 11 提出書類

### (1) 契約締結時

ア (公社) 日本水道協会発行の認証登録証の写し

イ 品質試験結果書

上記「3 品質(1)」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内のものに限る。

ウ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質(2)」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内のもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

エ 安全データシート (SDS)

(2) 納入時

ア 納品書

イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3品質(1)」についての、製造業者等の試験結果書

(3) その他

契約締結時に確認を受けた製品を変更しようとする場合は、あらかじめ「(1) 契約締結時」に示した書類を提出し、確認を受けなければならない。

1.2 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## 水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・豊浦）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・豊浦）について適用する。

### 1 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・豊浦）

### 2 使用目的

上水道浄水処理（消毒）用

### 3 品質

次の（1）及び（2）の品質規格を満たすもの。

（1）（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 に基づく試験方法により試験した結果、（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 の「表 1－品質」中の「一級 製品 I」に示す各項目の基準を満たすこと。

（2）水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「施設基準省令」という。）の別表第1に示す各項目の基準を満たすこと。また、設定最大注入率は100 mg/L（有効塩素12%溶液に換算した値）以上とし、試験方法は「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（平成16年3月31日付け健水発第0331002号 厚生労働省健康局水道課長通知（最終改正令和2年3月））に基づくものとする。

### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 発注単位

1回当たり3,000kg以上（発注者の事情により、これに満たないことがある。）

### 6 年間予定数量

約 15,000kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

## 7 納入期日

発注日から起算して5日以内とする。ただし、事前に連絡が行われている場合に限り、双方了解の上で納入期日を延長することができるものとする。

## 8 納入場所

川棚浄水場（下関市豊浦町大字川棚4-1-49番地1）

## 9 納入方法

- (1) 浄水場内次亜塩素酸ナトリウム注入設備室屋外に設置のφ50フランジにタンクローリーのホースを接続し、次亜塩素酸ナトリウムを納入すること。
- (2) 次亜塩素酸ナトリウム納入後、荷受口付近を給水栓水で十分洗浄すること。
- (3) その他発注者の指示に従うこと。

## 10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を発注者に提出すること。

## 11 提出書類

### (1) 契約締結時

#### ア 品質試験結果書

上記「3 品質(1)」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内のものに限る。

#### イ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質(2)」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内に行ったもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

ウ 安全データシート (SDS)

(2) 納入時

ア 納品書

イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3 品質(1)」についての、製造業者等の試験結果書

(3) その他

契約締結時に確認を受けた製品を変更しようとする場合は、あらかじめ「(1) 契約締結時」に示した書類を提出し、確認を受けなければならない。

1.2 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## 水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・菊川）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・菊川）について適用する。

### 1 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・菊川）

### 2 使用目的

上水道浄水処理（消毒）用

### 3 品質

次の（1）及び（2）の品質規格を満たすもの。

（1）（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 に基づく試験方法により試験した結果、（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 の「表 1－品質」中の「一級 製品 I」に示す各項目の基準を満たすこと。

（2）水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「施設基準省令」という。）の別表第1に示す各項目の基準を満たすこと。また、設定最大注入率は100 mg/L（有効塩素12%溶液に換算した値）以上とし、試験方法は「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（平成16年3月31日付け健水発第0331002号 厚生労働省健康局水道課長通知（最終改正令和2年3月））に基づくものとする。

### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 発注単位

1回当たり800kg以上（発注者の事情により、これに満たないことがある。）

### 6 年間予定数量



約 11,000kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

## 7 納入期日

発注日から起算して5日以内とする。ただし、事前に連絡が行われている場合に限り、双方了解の上で納入期日を延長することができるものとする。

## 8 納入場所

菊川浄水場（下関市菊川町大字田部651番地）

## 9 納入方法

- (1) 浄水場内次亜塩素酸ナトリウム注入設備室屋外に設置のφ50フランジにタンクローリーのホースを接続し、次亜塩素酸ナトリウムを納入すること。
- (2) 次亜塩素酸ナトリウム納入後、荷受口付近を給水栓水で十分洗浄すること。
- (3) その他発注者の指示に従うこと。

## 10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を発注者に提出すること。

## 11 提出書類

### (1) 契約締結時

#### ア 品質試験試果書

上記「3 品質(1)」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内のものに限る。

#### イ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質(2)」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内に行ったもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

ウ 安全データシート (SDS)

(2) 納入時

ア 納品書

イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3 品質(1)」についての、製造業者等の試験結果書

(3) その他

契約締結時に確認を受けた製品を変更しようとする場合は、あらかじめ「(1) 契約締結時」に示した書類を提出し、確認を受けなければならない。

1.2 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## 水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・豊田）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・豊田）について適用する。

### 1 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム（ローリー・豊田）

### 2 使用目的

上水道浄水処理（消毒）用

### 3 品質

次の（1）及び（2）の品質規格を満たすもの。

（1）（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 に基づく試験方法により試験した結果、（公社）日本水道協会規格 JWWA K 120:2008-2 の「表 1－品質」中の「一級 製品 I」に示す各項目の基準を満たすこと。

（2）水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「施設基準省令」という。）の別表第1に示す各項目の基準を満たすこと。また、設定最大注入率は100 mg/L（有効塩素12%溶液に換算した値）以上とし、試験方法は「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（平成16年3月31日付け健水発第0331002号 厚生労働省健康局水道課長通知（最終改正令和2年3月））に基づくものとする。

### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 発注単位

1回当たり1,000kg以上（発注者の事情により、これに満たないことがある。）

### 6 年間予定数量

約 8,000kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

## 7 納入期日

発注日から起算して5日以内とする。ただし、事前に連絡が行われている場合に限り、双方了解の上で納入期日を延長することができるものとする。

## 8 納入場所

檜原浄水場（下関市豊田町大字檜原7番地）

## 9 納入方法

- (1) 浄水場内次亜塩素酸ナトリウム注入設備室屋外に設置φ50フランジにタンクローリーのホースを接続し、次亜塩素酸ナトリウムを納入すること。
- (2) 次亜塩素酸ナトリウム納入後、荷受口付近を給水栓水で十分洗浄すること。
- (3) その他発注者の指示に従うこと。

## 10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を発注者に提出すること。

## 11 提出書類

### (1) 契約締結時

#### ア 品質試験結果書

上記「3 品質(1)」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内のものに限る。

#### イ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質(2)」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内に行ったもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

ウ 安全データシート (SDS)

(2) 納入時

ア 納品書

イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3 品質(1)」についての、製造業者等の試験結果書

(3) その他

契約締結時に確認を受けた製品を変更しようとする場合は、あらかじめ「(1) 契約締結時」に示した書類を提出し、確認を受けなければならない。

1.2 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## 水道用 70%希硫酸（ローリー・豊田）購入仕様書

本仕様書は、令和 7 年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用 70%希硫酸（ローリー・豊田）について適用する。

### 1 品名

水道用 70%希硫酸（ローリー・豊田）

### 2 使用目的

上水道原水の pH 調整用

### 3 品質

次の（1）及び（2）の品質規格を満たすもの。

（1）（公社）日本水道協会規格 JWWA K 134:2005 に記載する試験方法により試験し、以下の規格に適合しなければならない。

| 項目                                  | 単位 | 規格     |
|-------------------------------------|----|--------|
| 硫酸分（ $H_2SO_4$ ）又は遊離無水硫酸分（ $SO_3$ ） | %  | 70～72% |

（2）水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）の別表第 1 に示す各項目の基準を満たすこと。

### 4 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 発注単位

1 回当たり 500kg 以上（発注者の事情により、これに満たないことがある。）

### 6 予定数量

約 5,300kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

## 7 納入期日

発注日から起算して10日以内とする。ただし、事前に連絡が行われている場合に限り、双方了解の上で納入期日を延長することができるものとする。

## 8 納入場所

檜原浄水場（下関市豊田町大字檜原7番地）

## 9 納入方法

- (1) 浄水場内硫酸注入設備室屋外に設置のφ50フランジにタンクローリーのホースを接続し、硫酸を注入すること。
- (2) その他発注者の指示に従うこと。

## 10 計量

受注者は、納品の際に、計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を発注者に提出すること。

## 11 提出書類

### (1) 契約締結時

#### ア 品質試験結果書

上記「3 品質(1)」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内に行ったものに限る。

#### イ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質(2)」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内に行ったもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

#### ウ 安全データシート (SDS)

### (2) 納入時

#### ア 納品書

#### イ 計量証明書

ウ 品質試験結果書

上記「3品質(1)」についての、製造業者等の試験結果書

(3) その他

当該薬品の製造業者を契約期間中に変更しようとする場合は、あらかじめ「(1) 契約締結時」に示した書類を提出し、承認を得なければならない。

1.2 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上



## 水道用粉末活性炭（wet50%・豊田）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する、水道用粉末活性炭（wet50%・豊田）について適用する。

### 1 品名

水道用粉末活性炭（wet50%・豊田）

### 2 使用目的

上水道浄水処理（脱臭）用

### 3 品質

次の（1）及び（2）の品質規格を満たすもの。

（1）納入する水道用粉末活性炭（50%wet）は、原料が木質系であり、納入時の品質が（公社）日本水道協会規格 JWWA K 113:2005-2 に定める試験方法により試験した結果が、下表に設定されている規格に適合すること。

| 項 目                      | 規 格               |
|--------------------------|-------------------|
| フェノール価                   | 20 以下             |
| ABS 価                    | 40 以下             |
| メチレンブルー脱色力               | 150ml/g 以上        |
| ヨウ素吸着性能                  | 900mg/g 以上        |
| pH 値（1%懸濁液の浸出液）          | 4～11              |
| 塩化物イオン                   | 0.5%以下            |
| 電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）         | 900 $\mu$ S/cm 以下 |
| 乾燥減量                     | 50%以下             |
| ふるい残分（ふるい目開き 75 $\mu$ m） | 10%以下             |

（2）水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号。以下「施設基準省令」という。）の別表第1に示す各項目の基準を満たすこ

と。

(3) (公社) 日本水道協会認証登録品であること。

#### 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 5 発注単位

1回当たり30袋(300kg)以上(発注者の事情により、これに満たないことがある。)

#### 6 年間予定数量

約1,400kg

上記の数量は、参考数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

#### 7 納入期日

発注日から起算して10日以内とする。ただし、事前に連絡が行われている場合に限り、双方了解の上で納入期日を延長することができるものとする。

#### 8 納入場所

檜原浄水場(下関市豊田町大字檜原7番地)

#### 9 納入方法

(1) 納品は10kgの袋詰めとし、かつ、梱包方法は容易に破損しないもので貯蔵中(現場保存時)に湿気の影響を受けない防湿梱包(例:内袋にポリエチレン膜を施したもの)であること。また、20袋(10kg/袋)程度をまとめてトン袋に詰め吊り上げが出来る状態で納入すること。

(2) その他発注者の指示に従うこと。

#### 10 提出書類

##### (1) 契約締結時

ア (公社) 日本水道協会発行の認証登録書の写し

イ 品質試験結果書

上記「3 品質（1）」に適合することを示すもの。品質試験結果書は公的検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内に行ったものに限る。

ウ 施設基準省令に基づく評価試験結果書

上記「3 品質（2）」に適合することを示すもの。評価試験結果書は公的な検査機関又は環境計量証明事業所の提出日から6か月以内に行ったもので、定量下限値まで表示しているものに限る。

エ 安全データシート（SDS）

（2）納入時

ア 納品書

イ 品質試験結果書

上記「3 品質（1）」についての、製造業者等の試験結果書

（3）その他

当該薬品の製造業者を契約期間中に変更しようとする場合は、あらかじめ「（1）契約締結時」に示した書類を提出し、承認を得なければならない。

1.1 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## 高分子凝集剤（脱水機用・豊浦）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1 用途

豊浦中部浄化センター脱水機（多重板型スクリーンプレス脱水機）での汚泥脱水処理の際に添加する。

### 2 性能

脱水後の汚泥含水率が78～84%であること。

脱水ろ液が概ね清澄であり、汚泥脱水処理に悪影響を与えない性状であること。

### 3 指定製品

ASZ2530C-2（株式会社 鶴見製作所）

### 4 荷姿

10kg ビニル容器（段ボール箱梱包）

### 5 納入場所

下関市豊浦町大字川棚6743番地1

下関市上下水道局 豊浦中部浄化センター 汚泥処理棟内

### 6 納入方法

（1）必ず下関市上下水道局（以下「発注者」という。）が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、発注者が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

（2）発注者の指示には必ず従うこと。

### 7 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、発注者の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

### 8 発注単位

1 回当たり概ね500kg（50箱）とする。

9 購入予定量

1, 250kg（125箱）

10 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

11 その他

- (1) 契約締結後、速やかにSDSを提出すること。
- (2) 製品の試験成績表を提出すること。
- (3) 納入した製品の使用済み空き箱を回収すること。
- (4) 高分子凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する可能性がある。そのため実際の購入数量を保証するものではない。

- 12 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以 上

## 高分子凝集剤（脱水車用・豊田）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1 用途

移動汚泥脱水車（多重板型スクリープレス型）の造粒濃縮槽での汚泥脱水処理の際に添加する。

### 2 性能

脱水後の汚泥含水率が78～84%であること。

脱水ろ液が概ね清澄であり、汚泥脱水処理に悪影響を与えない性状であること。

### 3 指定製品

ASZ2530C-2（株式会社 鶴見製作所）

### 4 荷姿

10kg ビニル容器（段ボール箱梱包）

### 5 納入場所

下関市豊田町大字矢田499番地

下関市上下水道局 豊田浄化センター 移動汚泥脱水車庫内

### 6 納入方法

（1）必ず下関市上下水道局（以下「発注者」という。）が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、発注者が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

（2）発注者の指示には必ず従うこと。

### 7 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、発注者の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

### 8 発注単位

1回当たり概ね300kg（30箱）とする。

9 購入予定量

1,400kg（140箱）

10 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

11 その他

- （1）契約締結後、速やかにSDSを提出すること。
- （2）製品の試験成績表を提出すること。
- （3）納入した製品の使用済み空き箱を回収すること。
- （4）高分子凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する可能性がある。そのため実際の購入数量を保証するものではない。

- 12 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## ポリ硫酸第二鉄（豊浦）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度に単価契約（単位：kg）にて購入するポリ硫酸第二鉄について適用する。

### 1 用途

汚泥のPH値を適正值に調整し、凝集しやすい性質にするために脱水機投入前に添加する。

### 2 成分

全鉄含有量が11%以上であること。

### 3 荷姿

液体用タンク車

※納入場所までの搬入路が狭隘なため、大型車は原則不可

### 4 納入場所

下関市豊浦町大字川棚6743番地1

下関市上下水道局

豊浦中部浄化センター汚泥処理棟内ポリ鉄貯留タンク

### 5 納入方法

(1) 必ず下関市上下水道局（以下「発注者」という。）が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、発注者が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

(2) 発注者の指示には必ず従うこと。

### 6 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、発注者の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

### 7 発注単位

1回当たり概ね1,500kg（1m<sup>3</sup>）とする。

### 8 購入予定量



28,000kg

9 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

10 その他

- (1) 契約締結後、速やかにSDSを提出すること。
- (2) 納入の都度、その製品の試験成績表を提出すること。
- (3) 納入時には、計量書を製品に添付すること。
- (4) ポリ硫酸第二鉄の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する可能性がある。そのため実際の購入数量を保証するものではない。

- 11 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

以上

## 低食塩次亜塩素酸ソーダ（ローリー）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入する低食塩次亜塩素酸ソーダについて適用する。

### 1 用途

放流水滅菌用

### 2 成分等

有効塩素が12%以上であること。

遊離アルカリが0.3%以上、2.0%以下であること。

食塩が4%以下であること。

### 3 荷姿

ローリー

### 4 納入場所

#### (1) 下関市伊崎町二丁目21番1号

下関市上下水道局 筋ヶ浜終末処理場 次亜塩素酸ソーダ貯留槽

#### (2) 下関市彦島福浦町一丁目28番31号

下関市上下水道局 彦島終末処理場 次亜塩素酸ソーダ貯留槽

#### (3) 下関市大字垢田字洞の上

下関市上下水道局 山陰終末処理場 1～2系列滅菌室内 次亜塩貯留槽および3系列滅菌室内 次亜塩貯留槽

#### (4) 下関市乃木浜二丁目2192番地

下関市上下水道局 山陽終末処理場 用水棟 次亜塩素酸ソーダ貯留槽

### 5 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 6 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

## 7 購入予定量及び発注単位

各納入場所の購入予定量及び発注単位は、次のとおりとするが、発注単位については、処理場及びポンプ場の都合による変更にも対応すること。

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 筋ヶ浜終末処理場 | 1 5 8, 0 0 0 kg (1回当たり概ね6, 0 0 0 kg) |
| (2) 彦島終末処理場  | 9 5, 0 0 0 kg (1回当たり概ね9, 0 0 0 kg)   |
| (3) 山陰終末処理場  | 2 1 1, 0 0 0 kg (1回当たり概ね5, 0 0 0 kg) |
| (4) 山陽終末処理場  | 1 0 0, 9 0 0 kg (1回当たり概ね5, 0 0 0 kg) |

## 8 契約期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

## 9 その他

- (1) 契約締結後、速やかにSDSを提出すること。
- (2) 納入の都度、その製品の試験成績表を提出すること。
- (3) 納入時には、計量書を製品に添付すること。
- (4) 山陰終末処理場については、同一ローリー車での発注を行い、処理場内で納入貯留槽を指定する場合がある。(例：5, 0 0 0 kg発注、1～2系列貯留槽へ3, 0 0 0 kg納入、3系列貯留槽へ2, 0 0 0 kg納入等)

## 高分子凝集剤（機械濃縮装置用・筋ヶ浜）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1 用途

筋ヶ浜終末処理場常圧浮上機械濃縮装置での汚泥濃縮処理の際に添加する。

### 2 性能

現在使用中の常圧浮上機械濃縮装置の運転に支障がなく、脱離液が概ね清澄であり、汚泥の分離性が良いこと。

なお、汚泥性状は頻繁に変化するため、概ね3ヶ月ごとに汚泥試験を行って上記性能を保つのに必要な情報を提示し、対応すること。

### 3 参考製品

(1) クリーンアップ（友岡化研株式会社）

(2) テツフロック（日鉄鉱業株式会社）

(3) オルフロック（オルガノ株式会社）

※ 参考製品以外で応札する場合は、入札までに同等以上の性能であることを証明する書類（令和6年度以降における実機試験報告書）を提出すること。

### 4 荷姿

15kg 耐湿紙袋

### 5 納入場所

下関市伊崎町二丁目21番1号

下関市上下水道局 筋ヶ浜終末処理場内

### 6 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 7 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

8 発注単位

1 回当たり概ね300kg（20袋）とするが、処理場の都合による変更にも対応すること。

9 購入予定量

2,000kg（約130袋）

10 契約期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

11 その他

- （1）契約後速やかにSDSを提出すること。
- （2）凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する。
- （3）納入した製品の使用済み空き袋を回収すること。

## 高分子凝集剤（機械濃縮装置用・山陰）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1 用途

山陰終末処理場常圧浮上機械濃縮装置での汚泥濃縮処理の際に添加する。

### 2 性能

現在使用中の常圧浮上機械濃縮装置の運転に支障がなく、脱離液が概ね清澄であり、汚泥の分離性が良いこと。

なお、汚泥性状は頻繁に変化するため、概ね3ヶ月ごとに汚泥試験を行って上記性能を保つのに必要な情報を提示し、対応すること。

### 3 参考製品

(1) クリーンアップ（友岡化研株式会社）

(2) ハイモロック（ハイモ株式会社）

(3) オルフロック（オルガノ株式会社）

※参考製品以外で応札する場合は、入札までに同等以上の性能であることを証明する書類（令和6年度以降における実機試験報告書）を提出すること。

### 4 荷姿

15kg 耐湿紙袋

### 5 納入場所

下関市大字垢田字洞の上

下関市上下水道局 山陰終末処理場内

### 6 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 7 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

### 8 発注単位

1回当たり概ね300kg（20袋）とするが、処理場の都合による変更にも対応すること。

9 購入予定量

3, 300 kg (約220袋)

10 契約期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

11 その他

- (1) 契約後速やかにSDSを提出すること。
- (2) 凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する。
- (3) 納入した製品の使用済み空き袋を回収すること。

## 高分子凝集剤（機械濃縮装置用・山陽）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1 用途

山陽終末処理場スクリー濃縮装置での汚泥濃縮処理の際に添加する。

### 2 性能

現在使用中のスクリー濃縮装置の運転に支障がなく、脱離液が概ね清澄であり、汚泥の分離性が良いこと。

なお、汚泥性状は頻繁に変化するため、概ね3ヶ月ごとに汚泥試験を行って上記性能を保つのに必要な情報を提示し、対応すること。

### 3 参考製品

(1) ハイモロック（ハイモ株式会社）

(2) クリーンアップ（友岡化研株式会社）

※ 参考製品以外で応札する場合は、入札までに同等以上の性能であることを証明する書類（令和6年度以降における実機試験報告書）を提出すること。

### 4 荷姿

15kg 耐湿紙袋

### 5 納入場所

下関市乃木浜二丁目2192番地

下関市上下水道局 山陽終末処理場内

### 6 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 7 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）



8 発注単位

1回当たり概ね300kg（20袋）とするが、処理場の都合による変更にも対応すること。

9 購入予定量

1,600kg（約107袋）

10 契約期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

11 その他

- （1）契約後速やかに SDS を提出すること。
- （2）凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する。
- （3）納入した製品の使用済み空き袋を回収すること。

## 高分子凝集剤（脱水機用・筋ヶ浜）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1 用途

筋ヶ浜終末処理場での下水処理過程で発生する消化汚泥をスクリーンプレス脱水機で脱水するための主剤として使用。

### 2 性能

脱水後の汚泥含水率が78～84%であること。

脱水ろ液が概ね清澄であり、かつ処理場の水処理に悪影響を与えない性状であること。

なお、汚泥性状は頻繁に変化するため、概ね3ヶ月ごとに汚泥試験を行って上記性能を保つのに必要な情報を提示し、対応すること。

### 3 参考製品

(1) ハイモロック（ハイモ株式会社）

(2) テツブロック（日鉄鉱業株式会社）

※ 参考製品以外で応札する場合は、入札までに同等以上の性能であることを証明する書類（令和6年度以降における実機試験報告書）を提出すること。

### 4 荷姿

15kg 耐湿紙袋

### 5 納入場所

下関市伊崎町二丁目21番1号

下関市上下水道局 筋ヶ浜終末処理場内

### 6 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 7 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

8 発注単位

1回当たり概ね300kg（20袋）とするが、処理場の都合による変更にも対応すること。

9 購入予定量

6,000kg（400袋）

10 契約期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

11 その他

- （1）契約後速やかにSDSを提出すること。
- （2）凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する。
- （3）納入した製品の使用済み空き袋を回収すること。

## 高分子凝集剤（脱水機用・彦島）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1 用途

彦島終末処理場での下水処理過程で発生する消化汚泥をスクリーンプレス脱水機で脱水するための主剤として使用。

### 2 性能

脱水後の汚泥含水率が78～84%であること。

脱水ろ液が概ね清澄であり、かつ処理場の水処理に悪影響を与えない性状であること。

なお、汚泥性状は頻繁に変化するため、概ね3ヶ月ごとに汚泥試験を行って上記性能を保つのに必要な情報を提示し、対応すること。

### 3 参考製品

- (1) クリーンアップ（友岡化研株式会社）
- (2) テツブロック（日鉄鉱業株式会社）

※ 参考製品以外で応札する場合は、入札までに同等以上の性能であることを証明する書類（令和6年度以降における実機試験報告書）を提出すること。

### 4 荷姿

15kg 耐湿紙袋

### 5 納入場所

下関市彦島福浦町一丁目28番31号  
下関市上下水道局 彦島終末処理場内

### 6 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 7 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

8 発注単位

1回当たり概ね300kg（20袋）とするが、処理場の都合による変更にも対応すること。

9 購入予定量

2,500kg（約167袋）

10 契約期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

11 その他

- （1）契約後速やかに SDS を提出すること。
- （2）凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する。
- （3）納入した製品の使用済み空き袋を回収すること。

## 高分子凝集剤（脱水機用・山陰）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1 用途

山陰終末処理場での下水処理過程で発生する消化汚泥をスクリーンプレス脱水機で脱水するための主剤として使用。

### 2 性能

脱水後の汚泥含水率が78～84%であること。

脱水ろ液が概ね清澄であり、かつ処理場の水処理に悪影響を与えない性状であること。

なお、汚泥性状は頻繁に変化するため、概ね3ヶ月ごとに汚泥試験を行って上記性能を保つのに必要な情報を提示し、対応すること。

### 3 参考製品

(1) クリーンアップ（友岡化研株式会社）

(2) オルフロック（オルガノ株式会社）

(3) ハイモロック（ハイモ株式会社）

※参考製品以外で応札する場合は、入札までに同等以上の性能であることを証明する書類（令和6年度以降における実機試験報告書）を提出すること。

### 4 荷姿

15kg 耐湿紙袋

### 5 納入場所

下関市大字垢田字洞の上

下関市上下水道局 山陰終末処理場内

### 6 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 7 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

8 発注単位

1回当たり概ね600kg（40袋）とするが、処理場の都合による変更にも対応すること。

9 購入予定量

18,000kg（約1,200袋）

10 契約期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

11 その他

- (1) 契約後速やかにSDSを提出すること。
- (2) 凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する。
- (3) 納入した製品の使用済み空き袋を回収すること。

## 高分子凝集剤（脱水機用・山陽）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1. 用途

山陽終末処理場での下水処理過程で発生する消化汚泥をスクリーンプレス脱水機で脱水するための主剤として使用。

### 2. 性能

脱水後の汚泥含水率が78～84%であること。

脱水ろ液が概ね清澄であり、かつ処理場の水処理に悪影響を与えない性状であること。

なお、汚泥性状は頻繁に変化するため、概ね3ヶ月ごとに汚泥試験を行って上記性能を保つのに必要な情報を提示し、対応すること。

### 3. 参考製品

(1) ハイモロック（ハイモ株式会社）

(2) クリーンアップ（友岡化研株式会社）

※参考製品以外で応札する場合は、入札までに同等以上の性能であることを証明する書類（令和6年度以降における実機試験報告書）を提出すること。

### 4. 荷姿

15kg 耐湿紙袋

### 5. 納入場所

下関市乃木浜二丁目2192番地

下関市上下水道局 山陽終末処理場内

### 6. 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 7. 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）



8. 発注単位

1回当たり概ね600kg（40袋）とするが、処理場の都合による変更にも対応すること。

9. 購入予定量

10,600kg（約707袋）

10. 契約期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

11. その他

- （1）契約後速やかにSDSを提出すること。
- （2）凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する。
- （3）納入した製品の使用済み空き袋を回収すること。

## 高分子凝集剤（スクリー濃縮装置用・山陰）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入する高分子凝集剤について適用する。

### 1 用途

山陰終末処理場スクリー濃縮装置での汚泥濃縮処理の際に添加する。

### 2 性能

現在使用中のスクリー濃縮装置の運転に支障がなく、脱離液が概ね清澄であり、汚泥の分離性が良いこと。

なお、汚泥性状は頻繁に変化するため、概ね3ヶ月ごとに汚泥試験を行って上記性能を保つのに必要な情報を提示し、対応すること。

### 3 参考製品

(1) イシフロック（株式会社石垣）

※参考製品以外で応札する場合は、入札までに同等以上の性能であることを証明する書類（令和6年度以降における実機試験報告書）を提出すること。

### 4 荷姿

15kg 耐湿紙袋

### 5 納入場所

下関市大字垢田字洞の上

下関市上下水道局 山陰終末処理場内

### 6 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 7 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

### 8 発注単位

1回当たり概ね300kg（20袋）とするが、処理場の都合による変更にも対応すること。

### 9 購入予定量

2, 700 kg (約180袋)

10 契約期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

11 その他

- (1) 契約後速やかにSDSを提出すること。
- (2) 凝集剤の購入予定数量は、処理汚泥量、汚泥の性状等により変動する。
- (3) 納入した製品の使用済み空き袋を回収すること。

## ポリ硫酸第二鉄（ローリー）購入仕様書

本仕様書は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に単価契約（単位：kg）にて購入するポリ硫酸第二鉄について適用する。

### 1 用途

脱臭及び水処理用

### 2 成分等

全鉄が11%以上であること。

比重が1.45～1.5であること。

### 3 荷姿

ローリー

### 4 納入場所

#### (1) 下関市竹崎町四丁目

下関市上下水道局 竹崎中継ポンプ場 薬液貯留タンク

#### (2) 下関市大字垢田字洞の上

下関市上下水道局 山陰終末処理場 薬液貯留タンク

#### (3) 下関市乃木浜二丁目2192番地

下関市上下水道局 山陽終末処理場 反応槽横ポリテツ用タンク

### 5 納入方法

必ず局職員が立会し、品名、数量等の確認を受けた後、局職員が指定する場所に納入すること。また、積み下ろしは、受注者で行うこと。

立会人の指示には、必ず従うこと。

### 6 納入期日

指定期日に納入すること。（原則として指定期日の変更は認めない。）

納入日時は、局職員の指示により事前に決定する。（通常平日の午前9時から午後4時までを基本とするが、緊急時等の納入はこの限りでない。）

### 7 購入予定量及び発注単位

各納入場所の購入予定量及び発注単位は、次のとおりとするが、発注単位

については、処理場及びポンプ場の都合による変更にも対応すること。

- (1) 竹崎中継ポンプ場            55,000kg (1回当たり概ね2,300kg)
- (2) 山陰終末処理場            56,000kg (1回当たり概ね7,000kg)
- (3) 山陽終末処理場            104,000kg (1回当たり概ね3,000kg)

## 8 契約期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

## 9 その他

- (1) 契約締結後、速やかにSDSを提出すること。
- (2) 納入の都度、その製品の試験成績表を提出すること。
- (3) 納入時には、計量書を製品に添付すること。